

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年3月28日（火） 8：13～8：34

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）
金田勝年 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
松野博一 国務大臣（文部科学大臣）
塙崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
山本有二 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
山本公一 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
稻田朋美 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
今村雅弘 国務大臣（復興大臣）
松本純 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
鶴保庸介 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石原伸晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山本幸三 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸川珠代 国務大臣
陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官
野上浩太郎 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 6件
- 国会提出案件 19件
- 公布（法律） 8件
- 政令 35件
- 人事 5件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、萩生田副長官から御説明申し上げます。

○萩生田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「特別会計予算総則の規定による経費の増額」について、御決定をお願いいたします。本件は、本年度における地方揮発油税及び自動車重量税の収入金額が予算額に比して増加するため、「交付税及び譲与税配付金特別会計」の地方揮発油譲与税譲与金及び自動車重量譲与税譲与金について約55億円の増額を行うものであります。

次に、「漁港漁場整備長期計画」について、御決定をお願いいたします。本件は、漁港漁場整備法に基づき、平成33年度までの5年間における漁港漁場整備事業の実施の目標等を定めるものであります。本件につきましては、後程、農林水産大臣から御発言があります。

次に、「観光立国推進基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、観光立国推進基本法に基づき、平成32年度までの4年間における基本計画を変更するものであり、決定の上は、国会に報告するものであります。本件につきましては、後程、国土交通大臣から御発言があります。

次に、恩赦4件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、「行政執行法人の常勤職員数に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、独立行政法人通則法に基づき、本年1月1日現在の行政執行法人の常勤職員数を国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書18件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部改正法」外4件が、27日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令30件について、御決定をお願いいたします。まず、「職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令」は、再就職者による働きかけが規制される離職前所属の局等組織の役職員に類する者として、会計検査院の事務総局の官房に置かれるサイバーセキュリティ・情報化審議官を追加等するものであります。

次に、「アルコール健康障害対策基本法の一部の施行期日令」は、アルコール健康障害対策に関する事務を内閣府から厚生労働省へ移管する日について、本年4月1日と定めるものであり、「厚生労働省組織令等の一部を改正する政令」は、社会・援護局の所掌事務にアルコール健康障害対策事務を追加する等の改正を行うものであります。

次に、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」は、低所得世帯について、幼稚園又は保育所等の利用に係る負担上限月額を引き下げるとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率を改定するものであります。

次に、「地方自治法施行令の一部を改正する政令」は、診療所の病床の設置許可等

に係る事務の権限を都道府県知事から指定都市の市長に移譲する等の措置を講ずるものであります。

次に、「地方税法施行令の一部を改正する政令」は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正法の施行に伴い、不動産取得税等に係る課税の特例に関する細目を定める等するものであります。

次に、「地方交付税法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、同改正法の施行に伴い、臨時財政対策債の取扱いを定める規定等の整備を行うものであります。

次に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法の適用対象となる給付金として性犯罪・性暴力被害者支援交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除するものであります。

次に、「国家公務員共済組合法施行令等」及び「地方公務員等共済組合法施行令等」の一部を改正する各政令は、退職年金の俸給又は給料年額改定率の改定等を行うものであります。

次に、所得税法等の一部改正等法の関係政令 12 件について、申し上げます。「所得税法施行令の一部を改正する政令」は、非永住者の課税所得の範囲についての細目等を定めるものであり、「法人税法施行令等の一部を改正する政令」は、業績運動給与の算定指標とされる株式の市場価格に関する指標の範囲等を定めるものであり、「地方法人税法施行令等の一部を改正する政令」は、連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算等について所要の整備を行うものであり、「相続税法施行令の一部を改正する政令」は、年の中途で課税財産の範囲が異なることとなった場合における贈与税の課税価格に算入する財産等を定めるものであり、「消費税法施行令の一部を改正する政令」は、消費税を非課税とする支払手段の範囲に仮想通貨を加える等の措置を講ずるものであり、「酒税法施行令等の一部を改正する政令」は、ビールの原料に果実等を加える等酒類の原料の範囲を定めるものであり、「電源開発促進税法施行令の一部を改正する政令」は、納税地の異動に係る届出について異動後の届出を要しないこととするものであり、「国税通則法施行令の一部を改正する政令」は、臨検等に係る許可状請求書の記載事項等を定めるものであり、「国税犯則取締法施行規則を廃止する政令」は、同規則を廃止するものであり、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令」は、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別税額控除制度等についての細目等を定めるものであり、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直し等を行うものであり、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別税額控除制度の適用期間等についての細目等を定めるものであります。

次に、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備政令」は、国民健康保険組合の国庫補助に係る規定等の整備を行うものであります。

次に、「平成29年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令」は、平成29年度における同交付金及び納付金の算定率等を定めるものであります。

次に、「土地改良法施行令の一部を改正する政令」は、都道府県営土地改良事業として高収益作物導入促進土地改良整備計画に従って農業用用排水施設の新設等を行う事業等を追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、「漁港漁場整備法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、国が施行する漁場整備事業として、大隅海峡においてまあじ等を対象とした増殖場を造成する事業を追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、「東日本大震災財特法の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令」は、東日本大震災によって著しい被害を受けている中小企業者等に適用する中小企業信用保険の特例のうち、特定被災区域内の適用期間を平成30年3月31日まで1年間延長するものであります。

次に、「民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の規模の要件の特例の対象に、宿泊施設等の整備に関する事業を追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、同法の一部改正法の施行に伴い、再編交付金の交付終了年度等について所要の改正を行うものであります。

次に、「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同省職員に支給される特殊勤務手当に関し、国際緊急援助等手当の支給される職員の範囲の拡大等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、大阪地方検察庁検事正上野友慈を検事長に、日本銀行政策委員会室長柳原良太を日本銀行監事に、それぞれ任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、財務副大臣木原稔外1名に、米州開発銀行総務会第58回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理等を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣法制局、内閣府及び文部科学省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり、承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、内閣法制局第一部長松永邦男が定年退官となり、その後任に第二部長林徹を、内閣府総合海洋政策推進事務局長に内閣官房内閣審議官甲斐正彰をそれぞれ充てるものであります。

次に、関沢恒男外266名の叙位、叙勲等又は紺綬褒章の授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をインドネシア及びカンボジアとの間にそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。インドネシアとの書簡は、「灌漑近代化計画」外2件に約740億円を、

カンボジアとの書簡は、「国道改修計画」に約111億円をそれぞれ限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、書簡交換の日は、インドネシアが明日、カンボジアが30日であり、それまで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件といたしまして、年度内に公布を要する法律及びその関連政令について、あらかじめ御決定をお願いいたします。これらは、当該法律の成立を条件に、御決定をお願いするもので、その成立まで不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「雇用保険法等の一部改正法」外2件の法律について、公布の御決定をお願いいたします。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、同法の一部改正法の施行に伴い、新たに追加された過疎地域の要件に係る数値の算定方法を定める等するものであります。

次に、総務省、農林水産省及び国土交通省の各組織令等の一部を改正する3政令は、特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正法の施行に伴い、総務省、農林水産省及び国土交通省の所掌事務の特例を延長する等の措置を講ずるものであります。

次に、「雇用保険法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、職業に就くことが特に困難な地域として厚生労働大臣が指定する地域に係る基準等を定めるとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、財務大臣から2件御発言がございます。

○麻生国務大臣：まず、平成29年度予算の成立にあたって、申し上げます。平成29年度予算につきましては、昨日成立しました。ここに改めて各位の御協力に対し感謝申し上げます。この機会に予算の実施について、一言申し上げます。

平成29年度予算は、一億総活躍社会の実現に向けた主要な取組や経済再生に直結する取組を盛り込んでいるところであり、成長と分配の好循環を強化し、経済の好循環を確かなものとするため、閣僚各位におかれましては、予算の円滑かつ着実な実施をお願いいたします。

次に、独立行政法人の長の人事について、申し上げます。3月31日に任期満了となる独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、農林水産大臣から2件御発言がございます。

○山本（有）国務大臣：まず、漁港漁場整備長期計画について、申し上げます。新たな漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法に基づき、平成33年度までの5年間の漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものであります。

今回の長期計画においては、水産物の輸出促進や海域の生産力の向上、大規模自然災害に備えた対応力の強化、漁村のにぎわいの創出を図ることに重点を置いております。

関係閣僚の皆様におかれましては、今後とも、格段の御協力をお願いいたします。

次に、独立行政法人の長の人事について、申し上げます。独立行政法人家畜改良センター及び国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、国土交通大臣から2件御発言がございます。

○石井国務大臣：まず、観光立国推進基本計画の変更について、申し上げます。観光は、我が国の成長戦略の柱であり、地方創生への切り札であると考えております。拡大する世界の観光需要を取り込み、「世界が訪れたくなる日本」への飛躍を図り、2020年に訪日外国人旅行者数を4,000万人、その消費額を8兆円にする等の目標の達成に向け、本計画を着実に実施していく必要がありますので、閣僚各位におかれましては、引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、独立行政法人の長の人事について、申し上げます。国立研究開発法人工木研究所外3法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○高市国務大臣：まず、独立行政法人の長の人事について、申し上げます。国立研究開発法人情報通信研究機構及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

次に、「申請手続等の見直しに関する調査一戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として一」の結果について、申し上げます。本日、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として実施した「申請手続等の見直しに関する調査」の結果に基づく勧告を、関係する6省庁の大臣に対して行います。

本勧告においては、申請者の負担を軽減するため、①申請手続等における戸籍謄本等の提出の見直し、②相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進を求めております。

関係大臣におかれましては、今回の勧告の趣旨を御理解いただき、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、法務大臣。

○金田国務大臣：法務省では、5月下旬から「法定相続情報証明制度」を実施することとしております。この制度は、相続手続において戸籍謄本等の提出に代え、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明するものです。

相続登記を含む相続手続全般で利用することができますので、各府省庁におかれましても活用を御検討いただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、外務大臣から2件御発言がございます。

○岸田国務大臣：まず、ヨルダンにおけるシリア難民及び受入れコミュニティへの緊急医療支援及びバングラデシュに流入した避難民に対する緊急無償資金協力について、申し上げます。ヨルダンにおけるシリア難民及び受入れコミュニティへの緊急医療支援として、世界銀行に対し、1,500万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。

我が国としては、世界銀行と協力しつつ、ヨルダンにおけるシリア難民、及びシリア難民を受け入れているヨルダン人コミュニティの住民の双方に対して、保健・医療分野の支援を早急に実施する予定です。

また、バングラデシュに流入した避難民に対する支援として、国際移住機関（IOM）を含む3つの国際機関に対し、合計200万ドルの緊急無償資金協力をすることとします。

我が国としては、これら国際機関と協力しつつ、避難民の保護、シェルター、非食料物資、保健及び水・衛生分野の支援を早急に実施する予定です。

次に、独立行政法人の長の人事について、申し上げます。3月31日に任期満了となる独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、私から独立行政法人の長の人事について、申し上げます。独立行政法人国立公文書館長加藤丈夫は、3月31日付けで任期満了となります、4月1日付けで再任いたしたいので御了解願います。

次に、文部科学大臣。

○松野国務大臣：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所をはじめ8の独立行政法人の長、北海道大学をはじめ16の国立大学法人の長及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○塙崎国務大臣：独立行政法人労働政策研究・研修機構及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターの理事長について、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、経済産業大臣。

○世耕国務大臣：4月1日に設立する株式会社日本貿易保険の代表取締役社長について、3月30日に開催される創立総会において、独立行政法人日本貿易保険理事長板東一彦を選定する決議がなされる予定であり、その決議を認可いたしたいので、御了解願います。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長辰巳敬は、3月31日付けで任期満了となります、4月1日付けで再任いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、環境大臣。

○山本（公）国務大臣：国立研究開発法人国立環境研究所理事長住明正は、3月31日付けで任期満了となります、その後任に東京大学大学院医学系研究科教授渡辺知保を4月1日付けで任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。財務大臣から御発言がございます。

○麻生国務大臣：平成29年度予算は、昨日成立いたしましたが、予算の執行に当たっては、効率的かつ適切に行われることが重要です。

財務省におきましては、予算が効率的・効果的に執行されているかを調査し、そ

の結果を予算編成等に活用する予算執行調査を行っており、この度、平成29年度において計52件の調査を実施することといたしました。

閣僚各位におかれましては、調査の円滑な実施につき、御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

平成29年
3月28日

(火)

◎一般案件

資料あり ○ 平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費の増額について（決定）（財務省）

〃 ○ 漁港漁場整備長期計画について（決定）
(農林水産省)

〃 ○ 観光立国推進基本計画の変更について（決定）
(国土交通省)

資料なし ☆ 恩赦について（決定）
(内閣官房)

◎国会提出案件

資料あり ○ 平成29年行政執行法人の常勤職員数に関する報告について（決定）
(総務省)

1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出公人ではない総理夫人の活動がなるほどなどと国民が思える基準に関する質問に対する答弁書について（決定）
(内閣官房)

1. 衆議院議員宮崎岳志（民進）提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する再質問に対する答弁書について（決定）
(同上)

1. 衆議院議員辻元清美（民進）提出東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故」に触れなかったことに関する質問に対する答弁書について（決定）
(内閣府本府)

1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出G P S 捜査は違法とする最高裁の判断に関する質問に対する答弁書について（決定）
(法務省)

1. 衆議院議員丸山穂高（維新）提出テロ等準備罪法案における言葉の定義及び著作権法等の扱いに関する質問に対する答弁書について（決定）
(同上)

1. 衆議院議員宮崎岳志（民進）提出令状なしのGPS捜査を違法とした最高裁判決に関する質問に対する答弁書について（決定）
（法務省）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出内閣総理大臣夫人の政府専用機の使用に関する質問に対する答弁書について（決定）
（外務省）
1. 参議院議員有田芳生（民進）提出北朝鮮に対する経済制裁の効果に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出学校法人森友学園と安倍内閣の政務三役の関わりに関する質問に対する答弁書について（決定）
（財務省）
1. 衆議院議員中根康浩（民進）提出平成29年2月22日衆議院予算委員会第5分科会における質問の答弁に関する再質問に対する答弁書について（決定）
（厚生労働省）
1. 衆議院議員中根康浩（民進）提出保育に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員中根康浩（民進）提出精神保健福祉法の改正案の立法事実に関する再質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員大串博志（民進）提出諫早湾干拓潮受堤防排水門の開閉に係る国の立場及び国から漁業団体への働きかけに関する質問に対する答弁書について（決定）
（農林水産省）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出東日本大震災追悼式で原発事故に言及しなかった理由に関する質問に対する答弁書について（決定）
（経済産業省）
1. 参議院議員糸数慶子（沖縄）提出原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言に関する再質問に対する答弁書について（決定）
（同上）

1. 参議院議員有田芳生（民進）提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）
1. 参議院議員糸数慶子（沖縄）提出在沖米軍機の夜間訓練飛行に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員糸数慶子（沖縄）提出在沖米軍のつり下げ訓練に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

◎公布（法律）

- 資料し☆
1. 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律（決定）
 1. 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（決定）
 1. 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（決定）
 1. 地方交付税法等の一部を改正する法律（決定）
 1. 所得税法等の一部を改正する等の法律（決定）

◎政令

- 資料あり
- 職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（決定）（内閣官房）
 - 〃 ○アルコール健康障害対策基本法の一部の施行期日を定める政令（決定）（内閣府本府）
 - 〃 ○厚生労働省組織令等の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省・内閣府本府）
 - 〃 ○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府・財務省）
 - 〃 ○地方自治法施行令の一部を改正する政令（決定）（総務省）

- 資料り ○ 地方税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（総務・財務省）
- 〃 ○ 地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○ 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する
政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正す
る政令（決定）（総務省）
- 〃 ○ 所得税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（財務省）
- 〃 ○ 法人税法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 地方法人税法施行令等の一部を改正する政令
（決定）（同上）
- 〃 ○ 相続税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 消費税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 酒税法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 電源開発促進税法施行令の一部を改正する政令
（決定）（同上）
- 〃 ○ 国税通則法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 国税犯則取締法施行規則を廃止する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令
（決定）（同上）
- 〃 ○ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

資料
あり

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○平成29年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○土地改良法施行令の一部を改正する政令（決定）（農林水産・財務省）
- 〃 ○漁港漁場整備法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（農林水産・総務・財務省）
- 〃 ○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（決定）（経済産業・財務省）
- 〃 ○民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）
- 〃 ○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（防衛・財務省）
- 〃 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（防衛省）

資料
あり

◎人 事

- 検事上野友慈を検事長に任命することについて（決定）

- 資料り ○財務副大臣木原 稔外 1名に米州開発銀行総務会
第58回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表
代理等を命ずることについて（決定）
- 〃 ○柳原良太を日本銀行監事に任命することについて
(決定)
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得る
ことについて（決定）
- 〃 ☆長岡工業高等専門学校名誉教授関沢恒男外266
名の叙位、叙勲等又は紺綬褒章授与等について
(決定)

◎配 布

☆千葉県知事選挙結果調 (総務省)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成29年
3月28日〕(火)

◎一般案件

- 資料あり ○ { 1. 円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換
1. 円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換
について (決定) (外務省)

[○署名あり ☆署名なし]

準備のため

〔平成29年
3月28日〕

(火)

◎公布(法律)

- 資料なし ☆
- 1. 雇用保険法等の一部を改正する法律(決定)
 - 1. 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律(決定)
 - 1. 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律(決定)

◎政令

- 資料あり ○過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令(決定)
(総務・財務・農林水産・国土交通省)
- 〃 ○総務省組織令の一部を改正する政令(決定)
(総務省)
- 〃 ○農林水産省組織令の一部を改正する政令(決定)
(農林水産省)
- 〃 ○国土交通省組織令等の一部を改正する政令(決定)
(国土交通省)
- 〃 ○雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(決定)
(厚生労働・財務省)

[○署名あり ☆署名なし]